省　令

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、令第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十条の二、第十一条第一項、第十三条第一項及び第三十八条の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年九月七日

財務大臣　額賀福志郎
厚生労働大臣　舛添　要一
農林水産大臣　若林　正俊
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　泉　信也
環境大臣　鴨下　一郎

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、令第一号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の四条を加える。

（再商品化に現に要した費用の総額の算定）

第七条の二　法第十条の二の再商品化に現に要した費用の総額は、特定分別基準適合物ごとに、毎年度における法第二十一条第一項に規定する指定法人又は法第十六条第一項に規定する認定特定事業者（以下この条から第七条の五までにおいて「指定法人等」という。）が市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物の再商品化に必要な行為に現に要した費用（指定法人等が当該行為の全部又は一部を委託した場合にあっては、当該委託に係る費用を含む。）の額とする。

（再商品化に要すると見込まれた費用の総額の算定）

第七条の三　法第十条の二の再商品化に要すると見込まれた費用の総額は、特定分別基準適合物ごとに、その再商品化の手法ごとに当該年度における第一号に掲げる量に第二号に掲げる単価を乗じて得た額を合算して得た額とする。

一　指定法人等が市町村から引渡しの申込みを受けた特定分別基準適合物の量

二　特定分別基準適合物の再商品化の手法ごとに過去一定年間における平均単価を基礎として主務大臣が定める単価

（各市町村に対して支払う金銭の額の算定）

第七条の四　法第十条の二の各市町村の再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して主務省令で定めるところにより算定される額は、特定分別基準適合物ごとに、前条に規定する再商品化に要すると見込まれた費用の総額から第七条の二に規定する再商品化に現に要した費用の総額を控除して得た額の二分の一の額に、各市町村ごとにそれぞれ第一号及び第二号に掲げる率を乗じて得た額を合算して得た額とする。

一　次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定めるとおりとする。

イ　当該各市町村が、その分別収集により分別基準適合物の品質の向上を通じた再商品化の合理化に寄与すると認められる市町村として特定分別基準適合物ごとに主務大臣が定めるものに該当する場合　当該各市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物の量をこれらの各市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物の量を合算して得た量で除して得た率に〇・五を乗じて得た率

ロ　当該各市町村が、その分別収集により分別基準適合物の品質の向上を通じた再商品化の合理化に寄与すると認められる市町村として特定分別基準適合物ごとに主務大臣が定めるものに該当しない場合　零

二　当該各市町村ごとにイに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額（当該額が零以下である場合は零）を算定し、当該額をこれらの各市町村ごとに算定した額を合算して得た額で除して得た率に〇・五を乗じて得た率

イ　特定分別基準適合物の再商品化の手法ごとに当該年度における指定法人等が当該各市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物の量に前条第二号に掲げる単価を乗じて得た額を特定分別基準適合物ごとに合算して得た額

ロ　当該年度における指定法人等が当該各市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物の再商品化に必要な行為に現に要した費用（指定法人等が当該行為の全部又は一部を委託した場合にあっては、当該委託に係る費用を含む。）の額

（各市町村に対する金銭の支払の期限）

第七条の五　指定法人等は法第十条の二の規定により各市町村に対して金銭を支払うときは、各市町村から特定分別基準適合物の引渡しを受けた年度の次年度の九月末日までに当該各市町村に対して金銭を支払わなければならない。

2　主務大臣は、正当な理由があると認めるときは、前項の期限について猶予することができる。

第八条第一項及び第十一条の二第一項中「年度内」を「年度の次年度の九月末日まで」に改める。

第二十七条に次の一号を加える。

四　前二号のいずれかに該当する場合　当該再商品化についてのイからホまでに定める事項

イ　第七条の二に規定する再商品化に現に要した費用の総額

ロ　第七条の三に規定する再商品化に要すると見込まれた費用の総額

ハ　第七条の三第一号に掲げる量

ニ　第七条の四に規定する各市町村に対して支払う金銭の額

ホ　第七条の四第一号及び第二号に掲げる率並びに同号イ及びロに掲げる額

別表第五の特定容器利用事業者の項第十号、特定容器製造等事業者の項第十号及び特定包装利用事業者の項第十号中「8」を「9」に改め、同表の特定容器利用事業者の項、特定容器製造等事業者の項及び特定包装利用事業者の項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

11　前二号のいずれかに該当する場合　当該再商品化についてのイからホまでに定める事項

イ　第七条の二に規定する再商品化に現に要した費用の総額

ロ　第七条の三に規定する再商品化に要すると見込まれた費用の総額

ハ　第七条の三第一号に掲げる量

ニ　第七条の四に規定する各市町村に対して支払う金銭の額

ホ　第七条の四第一号及び第二号に掲げる率並びに同号イ及びロに掲げる額

附　則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

〇厚生労働省令第百十号

身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第十五条第一項の規定に基づき、身体障害者補助犬法第十六条に規定する業務を行う者を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年九月七日　厚生労働大臣　舛添　要一

身体障害者補助犬法第十六条に規定する業務を行う者を指定する省令の一部を改正する省令

身体障害者補助犬法第十六条に規定する業務を行う者を指定する省令（平成十五年厚生労働省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

本則の表を次のように改める。

身体障害者補助犬の種類	名称	主たる事務所の所在地	指定の日
介助犬	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団	神奈川県横浜市港北区鳥山町一七七〇番地	平成十五年六月三十日
介助犬	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	兵庫県神戸市西区曙町一〇七〇番地	平成十五年九月三十日
介助犬	社会福祉法人日本聴導犬協会	長野県上伊那郡宮田村三二〇〇番地二	平成十六年一月二十二日
介助犬	社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団	愛知県名古屋市瑞穂区彌富町字密柑山一番地の二	平成十六年七月二十一日
介助犬	社会福祉法人アシスタンスドッグ協会	山梨県南都留郡山中湖村山中二六二番地の一	平成十八年三月二十九日
介助犬	社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団	千葉県千葉市緑区誉田町一丁目四五番二	平成十九年九月七日